

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																																																																												
<p>国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第13号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <table border="1" data-bbox="208 598 1014 1460"> <thead> <tr> <th>部局等</th> <th>職務区分</th> <th>適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大学院</td> <td>研究院長</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>学府長</td> <td>1種(生物システム応用科学府長にあっては2種)</td> </tr> <tr> <td>研究科長</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学部</td> <td>学部長</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>学科長</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td>大学教育センター</td> <td>センター長</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>産官学連携・知的財産センター</td> <td>センター長</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>国際センター</td> <td>センター長</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館長</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>学内共同教育研究施設</td> <td>総合情報メディアセンター長</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">附属施設</td> <td>農学部附属広域都市圏フィールドサエンス教育研究センター長</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>農学部附属硬蛋白質利用研究施設長</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td>教育研究評議会</td> <td>評議員(部局長である者を</td> <td>4種</td> </tr> </tbody> </table>	部局等	職務区分	適用区分	大学院	研究院長	1種	学府長	1種(生物システム応用科学府長にあっては2種)	研究科長	3種	学部	学部長	1種	学科長	5種	大学教育センター	センター長	3種	産官学連携・知的財産センター	センター長	3種	国際センター	センター長	5種	図書館	図書館長	3種	学内共同教育研究施設	総合情報メディアセンター長	5種	附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサエンス教育研究センター長	4種	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	5種	教育研究評議会	評議員(部局長である者を	4種	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 598 1877 1460"> <thead> <tr> <th>部局等</th> <th>職務区分</th> <th>適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大学院</td> <td>研究院長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>学府長</td> <td>__種(生物システム応用科学府長にあっては 種)</td> </tr> <tr> <td>研究科長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学部</td> <td>学部長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>学科長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>大学教育センター</td> <td>センター長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>産官学連携・知的財産センター</td> <td>センター長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>国際センター</td> <td>センター長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>総合情報メディアセンター</td> <td>センター長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">附属施設</td> <td>農学部附属広域都市圏フィールドサエンス教育研究センター長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>農学部附属硬蛋白質利用研究施設長</td> <td>__種</td> </tr> <tr> <td>教育研究評議会</td> <td>評議員(部局長である者</td> <td>__種</td> </tr> </tbody> </table>	部局等	職務区分	適用区分	大学院	研究院長	__種	学府長	__種(生物システム応用科学府長にあっては 種)	研究科長	__種	学部	学部長	__種	学科長	__種	図書館	図書館長	__種	大学教育センター	センター長	__種	産官学連携・知的財産センター	センター長	__種	国際センター	センター長	__種	総合情報メディアセンター	センター長	__種	附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサエンス教育研究センター長	__種	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	__種	教育研究評議会	評議員(部局長である者	__種	
部局等	職務区分	適用区分																																																																												
大学院	研究院長	1種																																																																												
	学府長	1種(生物システム応用科学府長にあっては2種)																																																																												
	研究科長	3種																																																																												
学部	学部長	1種																																																																												
	学科長	5種																																																																												
大学教育センター	センター長	3種																																																																												
産官学連携・知的財産センター	センター長	3種																																																																												
国際センター	センター長	5種																																																																												
図書館	図書館長	3種																																																																												
学内共同教育研究施設	総合情報メディアセンター長	5種																																																																												
附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサエンス教育研究センター長	4種																																																																												
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	5種																																																																												
教育研究評議会	評議員(部局長である者を	4種																																																																												
部局等	職務区分	適用区分																																																																												
大学院	研究院長	__種																																																																												
	学府長	__種(生物システム応用科学府長にあっては 種)																																																																												
	研究科長	__種																																																																												
学部	学部長	__種																																																																												
	学科長	__種																																																																												
図書館	図書館長	__種																																																																												
大学教育センター	センター長	__種																																																																												
産官学連携・知的財産センター	センター長	__種																																																																												
国際センター	センター長	__種																																																																												
総合情報メディアセンター	センター長	__種																																																																												
附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサエンス教育研究センター長	__種																																																																												
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	__種																																																																												
教育研究評議会	評議員(部局長である者	__種																																																																												

	除く。)	
本部、学部、図書館及び附属施設	総括本部長	1種
	部長	2種
	課長	4種(別に定める役職にあつては3種)

第3条～第4条 省略

附 則 省略

	を除く。)	
本部	総括本部長	__種
	部長	__種
	課長	__種(別に定める役職にあつては 種)

第3条～第4条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

附 則(20細則第11号)

この細則は、平成20年7月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。